

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係	
許 認 可 等 名	危険物施設の完成検査前検査	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第11条の2第1項	
連 絡 先	(電話656-1193)	
審 査 基 準	基 準	<p>完成検査前検査は、消防法第11条の2第1項により、「消防法第10条第4項の技術上の基準に適合している」か否かを検査するものである。</p> <p>なお、消防法第10条第4項の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに別紙関係通知を参考とする。</p>
	参 考 事 項	<p>(提出方法)</p> <p>水張検査又は水圧検査 設置若しくは変更の許可を受けた者又は市外設置タンクにあつては、タンクの製造者は危険物製造所等完成検査前検査申請書2部及び関係図書を徳島市長（消防局予防課危険物係）あて提出してください。 (手数料) 申請に伴い手数料が必要となりますが、検査区分及びタンク容量によって異なります。詳しくは、消防事務手数料条例をご覧ください。</p>
	設定等年月日	平成24年8月1日設定（令和2年4月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 3～4日（休日を除く）
	設定等年月日	平成24年8月1日設定（平成 年 月 日最終変更）